

市町村名	事業名等	対象者・内容等
薩摩川内市	子ども医療費助成事業	<p>★ 15歳に達した最初の年度末までの子どもの医療費の自己負担分を全額助成 本市に住所を有する中学校修了までの子どもが対象になります。 (15歳到達後の最初の3月31日まで) ただし、他の医療費助成制度の対象となるときは、その制度が優先されます。 また、独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する災害給付を受ける場合も、その制度が優先されます。</p>
薩摩川内市	不妊・不育治療費等助成制度 (コウノトリ支援事業)	<p>★ 不妊治療・不育治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費等の一部を助成することにより、福祉の増進を図ります。 助成対象者 申請時に、次の要件を満たす夫婦が対象となります。 1. 婚姻をしていること 2. 本市に住所を有し、3ヶ月以上居住していること (夫婦のいずれかが住所を有している場合も含みますが、住所のある方の費用のみ申請できます) 3. 夫婦双方が国民健康保険又は社会保険に加入していること 4. 夫婦双方とも市税等滞納がないこと</p> <p>治療費の助成額 ○不妊治療費(1年度当たり20万円を限度に、1妊娠につき連続5年間) ○不育治療費等(1年度当たり10万円を限度に、1妊娠出産につき連続5年間)</p>
薩摩川内市	こしき子宝支援事業	<p>★ 甌地域の妊婦の方々を対象に、妊婦検診のために本土の病院へ渡った場合、島外産科医療機関で出産に備え待機する場合、また島外の医療機関へ緊急移送された場合等にフェリー代等の交通費や宿泊費の一部を助成します。 ○妊婦健診を受診する際の交通費および宿泊費 1交通費 1回の妊婦健診につき要した甌各港と川内港又は串木野新港間の旅客運賃相当額(1往復当たり5,800円を上限とし、かつ1回の妊娠につき14往復を限度とする) 2宿泊費 1回の妊婦健診につき1泊5,000円を上限とし、かつ2泊を限度とする合計額に3分の2を乗じて得た額 ○島外の産科医療機関での出産に備えて待機する際の交通費および宿泊費 1交通費 出産待機に要した甌各港と川内港又は串木野新港間の旅客運賃相当額(1往復当たり5,800円を上限とした額) 2宿泊費 1泊5,000円を限度に上限25,000円の合計額に3分の2を乗じて得た額 ○島外の産科医療機関にやむを得ず緊急に移送された際の移送費 緊急移送にかかる費用の実費相当額(100,000円を限度)に3分の2を乗じて得た額</p>
薩摩川内市	妊婦歯科健康診査補助事業	<p>★ 妊婦検診(歯科検診)に要する費用を一部負担します。 補助回数 最大14回、歯科検診は1回</p>
薩摩川内市	ファミリー・サポートセンター事業	<p>★ 子育てのお手伝いをしてほしい方と子育てのお手伝いをしたい方が、お互いに会員になって有償ボランティアで助け合い(相互援助活動)を行います。 会員条件 おねがい会員・・・薩摩川内市内在住または勤務している方 まかせて会員・・・薩摩川内市在住で20歳以上の心身ともに健康な方(年齢、性別、資格等問わず)</p> <p>利用料金(入会金・年会費無料) おねがい会員 月～金(祝日は除く)7:00～19:00・・・30分 300円 上記の時間外、土曜・日曜・祝日・・・30分 350円</p> <p>助成額 おねがい会員 月～金(祝日は除く)7:00～19:00・・・30分 150円 上記の時間外、土曜・日曜・祝日・・・30分 200円</p>
薩摩川内市	離島高校生修学支援事業	<p>★ 甌島地区の中学校を卒業し、市内外の高校などへ進学する生徒について、下宿代など保護者(甌島在住)の経済的負担を軽減することを目的としています。 支援額 月額2万円(年3回支給)</p>